

# 保健関係について

[学校感染症、健康診断、学校での病気やケガ、健康な生活]

## ① 学校感染症

学校感染症は学校において予防すべき感染症として学校保健安全法に定められた感染症のことで、病気がかかったら届出をし、医師の許可があるまで家庭で安静にしてください。

<感染症の種類>

- ・インフルエンザ・水ぼうそう（水痘）・おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）
- ・はしか（麻疹）・三日はしか（風疹）等他にもありますのでかかりつけの医師とご相談下さい。

これらの病気が治癒されましたら、学校からお渡しする届出用紙をご提出下さい。（医師の証明は必要ありません。）

## ②健康診断や日常の健康

入学後、保健調査票をご記入いただきます。この調査票は、健康状態の把握や健康診断及び緊急時の対策の資料として使用します。特に食物アレルギーなどがある場合は給食などの関係がありますので詳しくご記入ください。4月になりましたら、健康診断でいろいろな検査をします。健康診断の結果は治療のすすめや健康手帳等でお知らせいたします。

## ③学校でのケガ、病気

学校で発熱や腹痛がひどい場合など家庭に連絡し早退する場合があります。外出先又は緊急の連絡方法など、日頃よりお話をしておいて下さい。

ケガについて保健室にて応急処置を致しますが、応急処置のみで対応できないケガをした場合、病院等に行くことがあります。病院等で治療した際には、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」により治療費の一部が負担されます。共済掛け金は返子市で支払いをしています。日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」とは学校の管理下(通学路を利用して朝、家を出て家に帰るまで)で災害(センター法上の災害は負傷、疾病、障害または死亡の4種類をいいます)が発生したときに、その保護者に対し独立行政法人日本スポーツ振興センターが災害給付を行うものです。

支給される金額は、健康保険法に基づく療養の10分の4の額です。ただし、療養に要する費用が500点未満(窓口で支払った額が1500円以下)の場合は対象になりません。健康保険を取り扱わない医療機関にかかった場合、保険で適用以外の診療を受けた場合は自己負担になります。(生活保護受給世帯は、障がい見舞金または死亡見舞金のみが給付対象となります。) なお、小児医療証との併用はできません。

この他、万が一お子さんが事故やけが等で入院した場合には入院見舞金として入院日数により定められた額をお支払いする、学校事故見舞金の制度もあります。

災害給付金や学校事故見舞金の支払いの際には、必要な情報を学校通して独立行政法人日本スポーツ振興センターや保険会社へ送付いたしますので予めご了承下さい。

## ④健康な生活

新しい生活等で意外に子どもは疲れています。早寝、早起きに心がけ、規則正しい食事、特に朝食は食べてくるようにして下さい。基本的な生活習慣や生活リズム等、日常の健康に気をつけて下さい。

\*学校生活を楽しく健康に過ごせるよう、保護者の方と共に成長を見守って行きたいと思っております。

